

## 令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、就農者の雇用安定と就農後の技術定着を図り、担い手の確保・育成に寄与することを目的に、令和7年度予算の範囲内において、弘前市農の雇用継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「農の雇用事業」とは、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1に規定する農業法人等就業実践研修、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営2558号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1に規定する農業法人等就業実践研修及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1に規定する農業法人等就業実践研修をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、農の雇用事業により雇用した就農者（以下「雇用就農者」という。）を同事業による助成期間満了後において引き続き雇用する事業（以下「補助事業」という。）を行う、市内に本店を置く農業法人又は市内に住所を有する農業者とする。ただし、令和5年度及び令和6年度において納付すべき市税等を滞納している者を除く。

2 前項の市税等とは、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

- (1) 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに申請者に賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
- (2) 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業者が補助事業を実施するために令和7年度において雇用就農者に対して支払う給与（農の雇用事業による助成期間満了日が属する月の翌月から起算して24月を経過した月までの給与に限る。）の月額（雇用就農者1人当たりの給与の月額が50,000円を超える場合は50,000円）の合計額以内の額とする。

### (交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 雇用状況確認書（様式第4号）
- (4) 補助事業の対象となる雇用就農者の雇用事実を確認できる書類（雇用保険被保険者証明書等）の写し
- (5) 農の雇用事業に係る交付決定通知書又は採択通知書の写し
- (6) 給与の支払に関する規定を確認できる書類（雇用契約書、就業規則等）の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和8年2月27日とする。

### (交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容について、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、そ

の承認を受けること。

ア 交付決定額から3割を超えて減額する場合

イ 雇用就農者が休業し、又は退職する場合（補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は完了する場合を除く。）

ウ その他市長が必要と認める場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。  
(交付決定)

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市農の雇用継続事業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

(変更交付決定)

第8条 市長は、第6条第1号の規定による申請を承認するときは、令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第10条 補助事業者及び補助事業の対象となっている雇用就農者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第11号）

(2) 収支決算書（様式第12号）

(3) 給与の支払状況がわかる書類（賃金台帳、領収書等）の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月24日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

(補助金の請求等)

第13条 補助金の請求は、令和7年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。